

<資料紹介>

安芸中野駅の設置と地域社会 ～中野村役場文書から～

伊 藤 公 一（広島市公文書館歴史資料専門員）

はじめに

広島市公文書館では、令和 2（2020）年 9 月 23 日から 11 月 27 日までの間、ロビー及び閲覧室において、国勢調査 100 年記念展示「近代広島における豊かさと働き方」を開催した。

この展示で紹介した中野村や安芸中野駅に関する文書は、中野村とその周辺地域の様子を知る上で興味深いものであった。そこで本稿では、安芸中野駅の設置と駅設置前後の中野村の地域社会や就業形態の変化、特に農家の副業に焦点をあて、関連資料なども含めて詳しく紹介する。

展示概要

展示会名称：国勢調査 100 年記念展 近代広島における豊かさと働き方

展示会場：広島市公文書館 7 階ロビー・閲覧室

開催期間：令和 2（2020）年 9 月 23 日（水）～ 11 月 27 日（金）

展示資料数：38 点

入場者数（期間中の来場者数）：495 人

この展示で紹介した資料の画像やキャプションについては、広島市公文書館ホームページ内の< Web 展示会 > 国勢調査 100 年記念展「近代広島における豊かさと働き方」(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/187355.html>) で公開しているので、そちらを参照されたい。

本稿には、文書の全文または部分を活字化して引用している箇所がある。活字化は以下の要領で行った。

- ・行頭の字下げの有無は原則として原文に従った。
- ・句読点・ふりがなを適宜追加した。
- ・異体字や合略仮名（𛄀など）は、適宜読みやすい漢字・カタカナに改めた。
- ・原文が朱書等で削除・修正されている場合は、修正後の文字のみを活字化した。
- ・明らかな誤字もそのまま活字化し「ママ」を付した。
- ・地名などの固有名詞は原文のまま活字化し、ふりがなは追加せず、表記の誤りや混乱が疑われる場合も「ママ」は付していない。ただし、同一文書内で表記ゆれが見られる場合に限り、該当箇所すべてに「ママ」を付した。
- ・引用時に追加した注記は「□」で示し、原文の「○」と区別した。

中野村役場文書と鉄道

本稿では、安芸中野駅の設置や列車の運行に関わる請願・手続き等に関する文書と、駅設置前後の中野村の人口・地理・経済に関する情報が得られる「現勢調査簿」とを取り上げて紹介する。

これらの文書は、いずれも中野村役場文書に含まれている。中野村役場文書は、その名が示す通り安芸郡中野村（現安芸区）の村役場で作成・収受された文書群である。

中野村は昭和 30（1955）年、瀬野村、畑賀村と合併して瀬野川町となった。その後、昭和 48 年には、瀬野川町が広島市と合併した。広島市公文書館では、瀬野村・中野村・畑賀村の 3 村の役場文書をまとめて整理し、

昭和 59 年 3 月、『瀬野村役場文書目録』を発行した。この目録には、瀬野村 3,051 点、中野村 680 点、畑賀村 660 点の文書等が収録されている。なお資料の整理時に、中野村・畑賀村の役場文書に対して便宜的に瀬野村の番号が連番で付与されたため、中野村役場文書は瀬野村の 3052～3731 番、畑賀村役場文書は瀬野村の 3732～4391 番となっている。

また、目録刊行後、新たに整理した中野村役場文書は、『役場文書目録補遺編』に 144 点、『役場文書目録補遺編Ⅱ』に 7 点が収録されている。

広島市公文書館では、令和 3（2021）年 1 月現在、Web ページの「冊子目録コーナー」（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/5505.html>）で、上記の 3 つの目録を PDF ファイル版で公開しているほか、「広島市公文書館デジタルアーカイブ・システム」（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/5503.html>）では簿冊名を検索できる。

中野村は、瀬野村と比べると、所蔵している役場文書の点数は少ない。村会の議事や、庶務に関する文書は相当程度残存しているものの、勸業・統計・衛生・学事・兵事などの個々の通常業務に関する文書はごく少数である。一方で、地理的・歴史的特性を反映したものか、安芸中野駅の設置や設置後の列車の運行等に関する個別の文書は比較的多く残されている。

安芸中野駅設置問題を主題とする「簿冊」（文書綴）は、目録から以下の 4 点が確認できる。

- ・「停車場設置ニ付敷地買収費寄附金」大正 7 年、中野村役場文書、瀬野村 3606
- ・「停車場設置費寄附帳」大正 8 年、中野村役場文書、瀬野村 3607
- ・「停車場設置請願稟議 明治三十九年」、中野村役場文書、瀬野村 3680
- ・「中野駅停車場設置関係書類」大正 6～10 年、中野村役場文書、瀬野村 3686

ほかに、簿冊単位で鉄道を主題とするものとしては、目録には以下の 11 点がある。

- ・「鉄道用地拝借願」明治 44 年、中野村役場文書、瀬野村 3514
- ・「鉄道用地丈量野取帖」年代不明、中野村役場文書、瀬野村 3524
- ・「安芸中野駅側線設置一件」昭和 21 年～28 年、中野村役場文書、瀬野村 3581
- ・「鉄道関係書類綴」昭和 23～31 年、中野村役場文書、瀬野村 3586
- ・「鉄道・電柱敷地手当請求台帳」大正 11 年、中野村役場文書、瀬野村 3608
- ・「鉄道用地土地収用協議書及契約書図面共 明治廿六年」中野村役場文書、瀬野村 3678
- ・山陽鉄道株式会社専務取締役代理技士・中野村民 86 人・下瀬野村民 2 人・畑賀村民 1 人「協定書〔道路水路施設工事〕」明治 39 年、中野村役場文書、瀬野村 3681
- ・「鉄道避溢橋新設承諾書」昭和 3 年、中野村役場文書、瀬野村 3689
- ・「鉄道副線地図」年代不明、中野村役場文書、瀬野村 3690
- ・「山陽本線安芸中野海田市間一八三哩六〇鎖附近線路勾配変更其他工事設計平面図」年代不明、中野村役場文書、瀬野村 3691
- ・「安芸郡中野村地内鉄道線路左側線縦断面図」年代不明、中野村役場文書、瀬野村 3693

この他にも、本稿で紹介する「歎願書」・「請願書」など、安芸中野駅設置や鉄道に関連する文書が編綴された簿冊が散見される。

次に「現勢調査簿」についてである。「現勢調査簿」は、広島県の「現勢調査簿ニ関スル規程」に基づき、郡市役所・町村役場が明治 40（1907）年以降の各郡市町村内の情報を記入した簿冊である。記入対象となる項目は、土地・戸口・社寺・産業・交通・貯蓄・教育・兵事・衛生・議事・財政・雑部と多岐に渡っており、各項目についての統計データを中心とする情報が記載されている。その作成目的は、「現勢調査簿ニ関スル規程」によれ

ば、郡市町村が部内の状況を詳細に把握し、政策立案に活用することであった。

また、「現勢調査簿」は 12 年ごとに更新することとされていた。当館所蔵の「現勢調査簿」の中には途中で更新が止まっていたり、一部の項目の記入漏れがあるものが散見される。中野村役場文書の「現勢調査簿」については、第 1 回（明治 40～大正 7 年分）、第 2 回（大正 8 年以降分）ともに残っている。また、多くの項目が長期間記入され続けていたため明治 40 年から昭和戦前期までの比較的長期の時系列データの入手が可能である。



写真 1 「現勢調査簿」第 1 回（左）、第 2 回（右）

中野村の地理

広島市の東南部に位置する安芸区は、旧安芸郡の瀬野川町・熊野跡村・船越町・矢野町からなっている。昭和 30（1955）年に合併して瀬野川町となった中野村は、安芸区の北端に位置するこの町（現瀬野川地区）の中央に位置していた。

現在の瀬野川地区は、国道 2 号線、瀬野川、J R 山陽本線、旧道が並行するように南北を貫いている。瀬野川の両側には山が迫っており、平地は少ない。国道 2 号線沿いには、自動車や食品関係の工場が建ち並び、中野村の時代には田畑が見られた山々の斜面の多くは、住宅地となっている。

以下では中野村役場でまとめられた第 1 回「現勢調査簿」（明治 40～大正 7 年分）の「地勢」の項（全文）を紹介し、明治 40（1907）年ごろの中野村の状況を確認しておきたい。

① 「地勢」（「現勢調査簿」中野村役場文書、補 147）

本村ハ郡ノ北端ニ位シ、砂走、前田、川原、峠、津村、権現、井原、荒野、出口、長者原、桑原、宮原、高部、平原、山王、成岡、押手、貫道等ノ十八字ヨリ成リ、東北ハ国道ニ連続シテ本郡下瀬野村ニ接シ、南ハ鉾取、上天狗坊、洞所等ノ諸山ヲ以テ限ラレ、東部ハ賀茂郡熊野跡村、^(南カ)西部ハ本郡熊野村ニ境ス。西南ハ国道ニ連続シ本郡奥海田村ニ、西ハ里道ニヨリ同畑賀村ニ接シ、北部ハ桑原、高城、鍋倉、五郎丸、蓮華寺等ノ諸山ニ限ラレ西部ハ本郡畑賀村、東部ハ安佐郡福木村ト境ス。地形南北ノ間隔ハ実ニ狭キニ反シ東西ハ甚タ長シ。国道ハ村ノ中央ヲ一貫シ大ナル湾曲ハ為サ、レトモ大波状ヲナシ、東ニ進ムニ從ヒ^ヤ稍ヤ高上ス。耕地モ又殆ト上下曲直湾入突出シ平^(坦カ) 亘^マナルハ中央少部分ニ過キス。然レトモ地味ハ稍ヤ豊饒ニシテ多クハ乾田ナリ。氣候ハ温暖ニシテ冬季ト雖^イトモ降雪稀ニシテ^{たま}々々ノ積雪ハ僅カニ数寸ヲ出テス。空気ハ乾燥ニシテ雨稀ナリ。^あ字川原ヨリ^あ字峠ニ連続シ人家軒亘百余アリ。他ハ国道沿線又ハ河ヲ隔テ、山麓ニ点々散在ス。

蓮華寺山ハ往古弘法大師安居セシ所ナリト云ヒ、同山東方ハ阿曾沼甲斐守ノ居守セシ所ニシテ、村ノ西端ニ聳立シ頂上ニ登レハ地方一帯ヲ瞰下シ得ヘク展望頗ル大ナリ。山嶽ハ村ノ両側ニ疊重羅列シ共ニ東西ニ連亘ス。南部ハ中央ニ聳スル鉾取山最モ峻高ニシテ近郷稀ナル高山ナリ。其西ニ連接セル上天狗防山、下天狗防山、洞所山共ニ高大ナリ。北部ハ西部ニアル蓮華寺山稍ヤ峻高ニシテ山脈東北ニ走り、瀬野川ハ中央ヲ一貫シ田面百四拾八町ヲ灌溉シ、西南ニ流レテ奥海田村ヲ経テ海田市ノ海ニ注ク。鉄道線路ハ明治二十六年ノ敷設ニ係ルモノニシテ所謂山陽線ナリ。国道ト瀬野川トノ中間部ヲ通過シ東北ハ下瀬野村ニ瀬野駅アリ。南西部ハ奥海田村ヲ過キ海田市町ニ海田市駅アリ。本村中央ヨリ兩駅ニ至ル共ニ壱里余アリ。

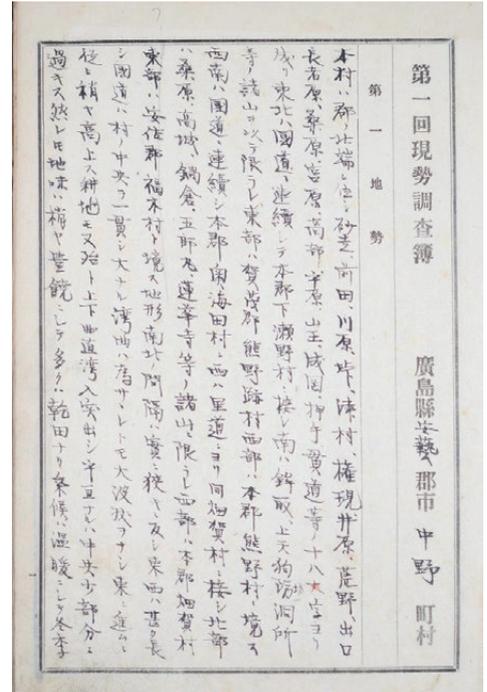
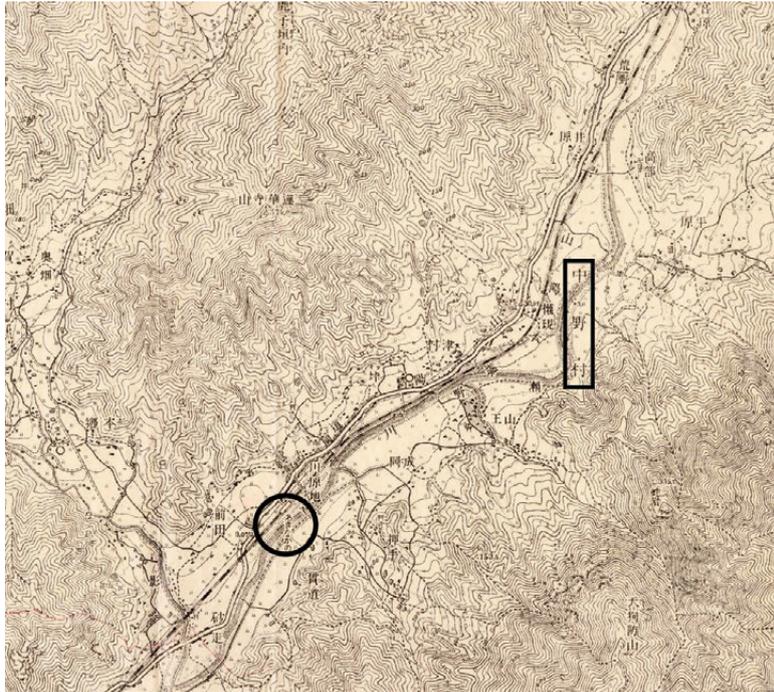


図1 昭和5年頃の中野村の地勢（「海田市」1/25000地形図、昭和5年、資料番号 15402_030） 写真2 地勢（中野村役場文書 補遺 147「現勢調査簿」）

これによると、中野村は安芸郡の北部に位置し、国道・鉄道（山陽線）・瀬野川が並行するように南北を貫いており、北の安芸郡下瀬野村、西南の安芸郡奥海田村と国道を通してつながっていたこと、西（奥海田村の北）は安芸郡畑賀村と里道でつながっており、他に東の賀茂郡熊野跡村（昭和26（1951）年から安芸郡）、南の安芸郡熊野村（町制施行は大正7（1918）年）とも村界が接していたこと、明治26（1893）年に敷設（翌年開通）された山陽線の最寄りの駅は、北東に1里（約4キロメートル）以上を隔てた下瀬野村の瀬野駅、西南に1里以上を隔てた海田市町の海田市駅であること、などが分かる。

各村や鉄道との位置関係については、図2もあわせて参照されたい。

停車場設置の請願

安芸中野駅が属する山陽本線は、山陽鉄道株式会社の線路として設置された兵庫・下関間を結ぶ路線を基礎としている。山陽鉄道のうち、糸崎・広島間の路線が開通したのは明治27（1894）年6月のことだったが、この時点では中野村に駅は設置されず、また、設置される予定もなかった。そのため、中野村の最寄り駅は、北隣の下瀬野村の瀬野駅、南隣の奥海田村を隔てた海田市町の海田市駅（明治36（1903）年開通の呉線と、山陽鉄道との分岐駅）であったが、前述のとおり、両駅は中野村からは「壺里余」（4キロメートル余り）の距離があった。

中野村では、明治39（1906）年には山陽鉄道株式会社に対し、次いで明治41（1908）、42（1909）年には国に対して、鉄道の停車場を中野村内に設置してほしいと「懇請」・「請願」する文書を提出したが、停車場の設置には至らなかった。その後、中野村内に信号所が設置されることが決まったことを受けて、中野村と隣接する畑賀村の両村が信号所を停車場に変更することを求めて請願を開始し、その結果として、大正10（1921）年8月、安芸中野駅が開業した。

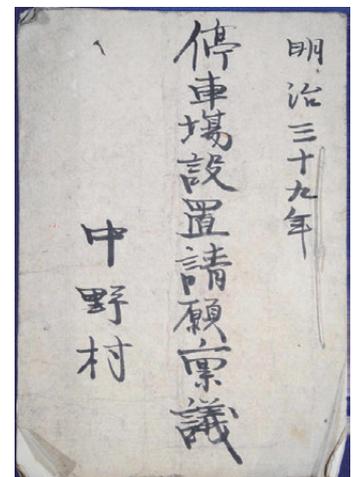


写真3 「停車場設置請願稟議」（中野村役場文書 瀬野村 3680）

ここでは明治 42 年、通信大臣宛に提出された「請願書」(全文)を紹介する。

- ② 中野村長ほか 17 人発、通信大臣宛、明治 42 年 3 月 7 日付「停車場御設置ノ儀請願」(「停車場設置請願稟議」中野村役場文書、瀬野村 3680)

停車場御設置ノ儀請願

鉄道線路中、広島県安芸郡中野村内ニ於テ停車場ノ新設ヲ仰キ度謹テ請願仕候。
抑モ之カ地勢上ヨリスルモ本村ハ勿論、西北ニ接スル畑賀村、西隣奥海田村東部及熊野村、賀茂郡跡村ノ捷路ヲ取ルモノ、最モ渴望シテ止マサルハ自然ノ趨勢ニ有之候。殊ニ本村ハ稀ナル大村落ニシテ元来土地ノ肥饒ナル地位ノ至便ナル等ヨリ近来荷物旅客等ノ出入ハ非常ニ増加シ来リ、之ヲ鉄道敷設當時ニ比較スルトキハ実ニ驚クヘキ發達シテ、之カ一例ヲ示セバ去ル明治二十六年本線路敷設當時ニ於ケル敷地買収ニ見ルニ一反歩平均実ニ貳百七、八十円内外ナリシガ、今日ニ於テハ既ニ五百円以上ニ騰貴シ而モ売買ハ非常ニ活発ナルガ如キ其膨張ノ一端ヲ窺知スルニ値ヒスルモノ有之候。尚是等ニ伴フ發達ハ百般ノ事物ニ及ホシ貿易力ノ膨張ハ倍々交通ノ敏捷ヲ促シ来リ、且ツ偶々鉄道沿道ニアリナガラ停車場ノ不便ヲ感スルコトノ大ナルヲ甚タ遺憾トスルト同時ニ将来ノ發展上亦大ニ憂慮スヘキモノ有之候。又之ヲ停車場ノ配置上ヨリ觀ルモ海田市駅ト瀬野駅間トハ約六哩許ノ距離ヲ有シ、而モ人家密集セル部落ノミニシテ、其中間部ニ一小駅ヲ設置スルハ最モ適當ナルヤニ被存候。且ツ前陳関係村落近クハ広島市呉市間、遠クハ京坂地方ハ交通頻繁ニシテ人口上ヨリスルモ物産上ヨリスルモ敢テ其失当ナラサルト之カ為附近ノ發達膨張ハ必然ニシテ、彼ノ瀑見遊山或ハ海水浴、避暑等ノ為ニ設ケラレタルニ比スレハ、国家經濟ヨリスルモ地方実益ヨリスルモ敢テ不当ニアラサルハ深く確信スル所ニ有之候。本件ニ就テハ曩ニ元山陽鉄道株式会社所有當時ニ於テ之レカ要求ヲ為シ会社モ既ニ之ヲ容認シタルモ其後官有トナリタル等ヨリ荏苒今日ニ至リタルモ、今ヤ之ガ渴望ノ極点ニ達シ偶々發展ノ余地ヲ存シナガラ之ヲ防止セラル、ノ思ヒ不堪候。是等ニ就テハ鉄道庁ニ於テモ御調査ヲ忽カセニセラレサル事トハ存候得共、相成ルヘクハ至急実地御取調ノ上、御設置相成候様被致度、然ル上ハ停車場敷地ノ如キハ本村有志者ニ於テ全部寄附致シ尚工事中ハ勿論将来ニ於テモ可及的御便利相供ヘ可申候間目下窮迫ノ事情御洞察ノ上御聽許相成度、御参考ノ為別紙本村並ニ附近村落戸口及荷物表等相添、此段請願仕候也。

明治四十二年三月七日

広島県安芸郡中野村

[中略。17 人]

中野村長 桑原卓

通信大臣 男爵 後藤新平殿

この「請願書」は、中野村長と、中野村の代表者 17 名らが、通信大臣の後藤新平に対し、中野村内に鉄道の停車場を設けることを求めたものである。この「請願書」が作成された明治 42 (1909) 年には鉄道建設に関わる業務は通信省の手を離れ、鉄道院の所管するところとなっていたが、「請願書」の宛先が通信大臣後藤新平となっているのは、後藤が通信大臣と鉄道院総裁を兼任していたからだろう。

ここでは、様々な例を挙げて中野村内に停車場を設置する意義を主張している。中野村は人口が多く、土地の生産性が高く、かつ立地もよいことから、物資や旅客の出入りや土地の売買が活発になってきている。

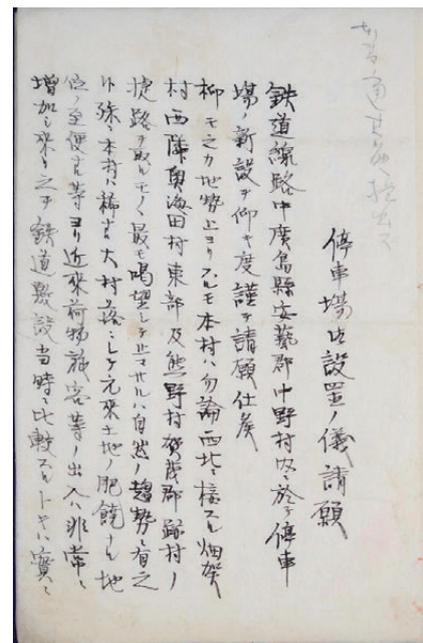


写真 4 明治 42 年 3 月 7 日付 停車場御設置ノ儀請願 (中野村役場文書 瀬野村 3680「停車場設置請願稟議」)

また、隣村である畑賀村・奥海田村の東部・熊野村・賀茂郡熊野跡村では、広島市・呉市はもちろん、遠隔地である京都府・大阪府方面への移動も活発であるという。これらのことから、中野村内への駐車場の設置は、地域や国家の経済発展にとって有益であるとし、停車場敷地の無償譲渡も申し出ている。

しかし、この明治 42 年の請願は、直接駐車場の設置にはつながらなかった。その後、先述のように大正 6 (1917) 年、中野村内への信号所新設案が県知事から示されたのに対して、信号所を増設して停車場とするように畑賀村と共同して請願を開始した。次に紹介するのは、この請願に対して、安芸郡役所を介して中野村役場に送付された回答である。

③ 安芸郡役所発、中野村長宛、大正 7 年 7 月 22 日付文書（「中野駅停車場設置関係書類」中野村役場文書、瀬野村 3686）

指令勸第一一六七号

大正七年七月二十二日

安芸郡役所

中野村長殿

鉄道信号所変更ニ関スル件

中野村古川要次郎外一名ヨリ山陽本線瀬野海田市間中野信号所ヲ停車場ニ変更方請願ノ件ハ、請願者ニ於テ左ノ各号異存無之ニ於テハ、相当時期ニ於テ右中野信号所ヲ一車積貨物ヲ取扱ハサル停車場ニ変更可^{いたすべき}致趣ニ付、此旨伝達^{これあるべく}可有之候也。

記

- 一 鉄道院指定ノ増用地千四百坪ヲ無償譲渡シ且地上物件ノ移転補償ヲモ負担スヘキコト
- 一 停車場名称ハ鉄道院ニ於テ任意之ヲ指定スルコト

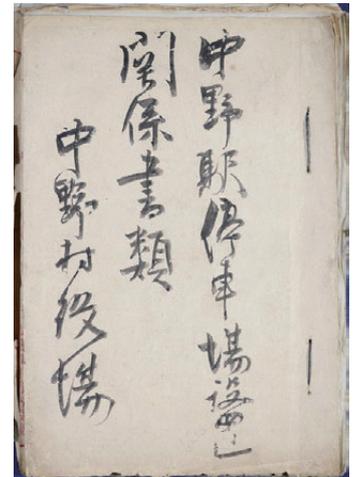


写真 5 「中野村停車場設置関係書類」
(中野村役場文書 瀬野村 3686)

建設用地を確保して無償譲渡し、移転補償を村において負担すること、駅名は鉄道院が任意に決定することを条件として、「相当時期」に中野信号所を停車場に変更する、というのである。この条件を受け入れることが中野村会で議決され、村民からの寄付金により敷地を購入し、移転補償等の手続き、工事を経て、大正 10 (1921) 年 8 月 15 日に念願であった安芸中野駅が開業した。その後の中野村から国への請願の主題は、後に見る貨物・旅客の輸送に関するものへと変わっていく。

安芸中野駅の設置と中野村周辺地域の様子

ここでは安芸中野駅設置前後の中野村とその周辺地域の産業や安芸中野駅とその利用者たちをとりまく経済状況を示す資料を紹介する。

資料②で紹介した明治 42 (1909) 年の 3 年前、中野村が明治 39 年に山陽鉄道株式会社に対し停車場設置を求めた「停車場新設之儀懇願」には、「新設停車場ニ便セントスル見込アル本村並ニ付近村落ノ戸口略記シ此段敢テ切ニ懇願候也」として別紙が添付されており、写しが残っている。「停車場新設之儀懇願」の文中では「戸口」を略記したとだけ説明しているが、実際の添付文書には村ごとの人口統計を示す表に加え、「参考」として地域の産業に関する記述が加えられている。

そこで、駅設置請願当時の中野村周辺の産業を知る手掛かりとなるよう、「停車場新設之儀懇願」の添付文書の全文を紹介する。なお、表は横書きで見やすいように体裁を改め、数値は算用数字に変換した。

- ④ 中野村有志総代 6 人および中野村長発、山陽鉄道株式会社専務取締役宛、明治 39 年 1 月 28 日付「停車場新設之儀懇願」添付文書（「停車場設置請願稟議」中野村役場文書、瀬野村 3680）

新停車場ニ便宜ノ町村名

町村名	戸数	人員
中野村	704 戸	3572 人
畑賀村	353 戸	1767 人
熊野村	1240 戸	6189 人
熊野跡村	295 戸	1461 人
吉川村	260 戸	1285 人
奥海田村ノ内	113 戸	555 人

参考

一関係村落ノ産物大要

米麦最多ク、特産物ニアリテハ筆墨 木炭 用材

むしろ こも 筵 菰 ぼっかんさなだ 縄類 麦稈真田 繭及真綿等

このほか 此他山林中ニ生産スル副産物ハ枚挙ニ遑アラズ いとま

一特ニ中野村のみ而已ニテ宿屋業貳拾戸、宿泊人現在百廿人

島病院へ入院患者一日平均二十余人、此他看病人

等ノ出入日ニ二十有余人

一商業及雑種業者二百六十三人

この添付文書の冒頭の表には、中野村への停車場設置により利益が得られる村として、畑賀村・熊野村・熊野跡村・吉川村および奥海田村の一部が挙げられている。これらの地域の戸数・人口の合計は 2,965 戸、14,892 人に及ぶ。なお、賀茂郡吉川村は熊野跡村の東隣である。

「参考」では、まず、中野村周辺の地域の特産物として筆墨、木炭、用材、筵などを列挙する。次に中野村で「宿屋業」を営むのは 20 戸、村内の島病院の入院患者は 1 日当たり 20 人余り、「看病人」の出入が 1 日当たり 20 人以上、また、商業・「雑種業」の従事者は 263 人であるとしている。ここで「宿屋業」について触れているのは、中野村を経由して移動する旅客が多いことを示そうとしたものと思われる。商業・「雑種業」は、村外への移動の機会が多い産業に従事する人々が多くいることを示そうとしたものだろう。

また、ここに列挙された特産物は、熊野村一帯の特産と見られる筆を除けば、農山村に一般的な農産物・林産物（加工品含む）がほとんどで、多くは、農家の「副業」として生産されていた。（以下、副業・余業には「」を付す。これは当時、農家とされる世帯の主要な収入源が農外所得であっても、農業以外の部門での就業が副業・余業とみなされる場合が少なくなかったためである）。

なお、麦稈真田とは、麦藁をつぶして真田紐のように平たく編んだもので、夏帽子などの材料に使用された。明治後期の日本の主要な輸出品の 1 つでもあった。

ここに記された明治 39（1906）年の状況に対し、明治 24 年ごろの広島県内各郡市の産業の状況を詳細に報告した「農事調査書」によれば、安芸郡内の町村の「余業」の状況は以下のとおりだった。

- ⑤ 「農事調査書 四」明治24年(『広島県農業発達史 資料編』広島県信用農業協同組合連合会、昭和56年、p.344)

一 余業ノ種類

部内地方ニ由リ其種類ヲ異ニセリ。仍テ沿海ト山部ノ二部ニ別チ左ニ掲ゲ。

沿海	苦編 ^{とま}	漁網	木綿	運送業		
山部	木綿織	菰筵 ^{こもむしろ}	筆	髻 ^{かもし} 樵 ^{きこり}	日雇稼	運送業

中野村周辺の地域は「山部」に当たる。中野村を含む安芸郡内陸部のうち、筆は熊野村一帯、髻は矢野村一帯の特産物であるためこれを除くと、「木綿織」、「菰筵」、「樵」、「日雇稼」、「運送業」が主要な「余業」であった。

この明治24(1891)年の⑤「農事調査書 四」と明治39年の④「停車場新設之儀懇願」添付文書と比べると、この間、安芸郡内陸部における産業の状況はあまり変化していないといえる。「樵」と木炭・用材、「日雇稼」・「運送業」と「雑種業」とはおおむね対応すると考えてよいだろう。また、菰・筵も④と⑤に共通しているが、類似する生産物として④には縄類、麦稈真田が特記されている。中野村の周辺地域でも明治20年代前半から明治39年までの間に、麦稈真田の生産が本格化したものと考えられる。そのほかに大きな変化が見られるのが繊維関連産業である。④には「木綿(織)」の記載がなく、代わりに蚕に由来する「繭及真綿等」が新たに記載されている。これは綿花の輸入の増加や紡績業の勃興による農村での綿花・綿糸生産の後退、幕末期から主要な輸出品となった生糸の原材料である繭の生産の増加が、安芸郡においても生じていたことを示している。

安芸中野駅設置と関わって、中野村周辺地域の産業に関する情報をやや詳しく記した文書としては、ほかに、大正10(1921)年の安芸中野駅設置後に提出された、「貨物線新設一車積貨物取扱開始方申請」がある。以下、産業に関する部分のみ抜粋する。

- ⑥ 中野村長発、下関運輸事務所長ほか宛、大正10年5月1日付「貨物線新設一車積貨物取扱開始方申請」(「中野駅停車場設置関係書類」中野村役場文書、瀬野村3686)

中第二七一号

貨物線新設一車積貨物取扱開始方申請

本村地内安芸中野駅開設以来、諸般ノ事業及運輸等現今ニ至リ漸次発達シ、将来大ニ視ル処アリ。(本村且畑賀村)ニ於テハ耕地山林ニ富ミ、従ツテ農工林産物多ク及ヒ木材、石材等ノ産出アリ。又本村内へ到着ノ肥料、其他ノ輸入物アルモ一車積貨物取扱ヒナキ為メ不便ニ付、地方産業上ニ関シ不利益^{すくなくらず} 不^{すくなく}少候〔後略〕

これは、安芸中野駅に貨物専用線路を敷設し、一車積貨物の取扱を開始することについて申請した文書である。

ここでは中野村・畑賀村について、耕地・山林が豊富であることを強調し、農産物・林産物と、その加工品と考えられる工産物を産出しているとする。また、肥料その他を他地域から移入していることに触れ、その上で、安芸中野駅において貨物の大量輸送に対応してほしいと述べている。

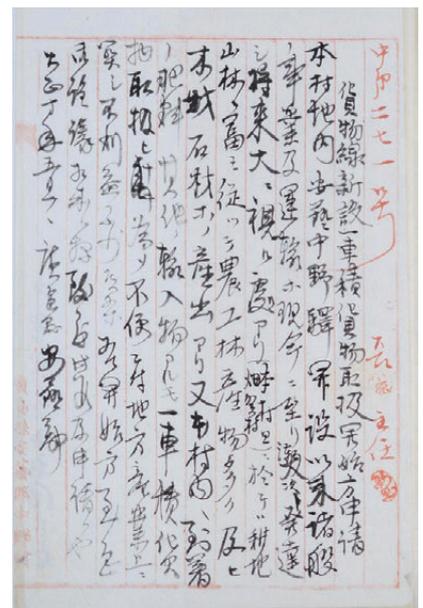


写真6 大正10年5月1日付 貨物線新設一車積貨物取扱開始方申請 (中野村役場文書 瀬野村3686 「中野村停車場設置関係書類」)

具体的な生産物として木材のほかに石材が挙げられていることや、村外からの肥料の移入に言及している点は、明治 39 (1906) 年の生産物の表記と異なっている。また、⑥「貨物線新設一車積貨物取扱開始方申請」には④「停車場新設之儀懇願」添付文書にあった麦稈真田の記載がない。

「現勢調査簿」の記録によれば、明治 40 年、中野村で生産された麦稈真田は 28,000 反、金額にして 2,660 円であった。これに対し、麦稈真田を含む工産物全体の生産額は、16,070 円である。工産物の中で最もその比率が大きいののは酒造業の 9,425 円であり、工産物の生産額の半分以上を占めていた。地域の酒造業は一般に地主などが経営し、少数の杜氏を雇い入れて酒類を生産していたと考えられ、「副業」として酒造業に従事できた中野村民はごくわずかだっただろう。これらを考慮すれば、麦稈真田の生産は、中野村の一般的な農家にとっては貴重な副業機会の 1 つであったと考えられよう。

麦稈真田の生産量は明治 45 年には 28,800 反を維持しているものの、生産額では 2,016 円であり、単価が下落していたことが確認される。その後は生産量・生産額ともに急速な下落を始める。大正 8 (1919) 年に生産量が 500 反、生産額が 75 円と記録されたのを最後に、「現勢調査簿」に麦稈真田の生産は記録されていない(以上で挙げた数値は、いずれも「現勢調査簿」中野村役場文書、補 147 および補 151 による)。

大正 10 年の安芸中野駅の設置に先立って、農家の副業機会、金銭収入の機会の 1 つが失われていたのである。

安芸中野駅設置後の請願と通勤者

山に囲まれ平地の少ない中野村の人々は、もともと村内や隣村だけに就業機会を求めていたわけではなかった。明治期にはすでに、村外に就業機会を求めることは、珍しくなくなっていた。その最たるものは国内外への出稼ぎである。明治 40 (1907) 年 12 月 31 日時点での中野村の本籍人口は 4,094 人であったが、その中で村外への出寄留者は 540 人であり、そのうち半数以上の 288 人が外国に寄留していた(当時は「国内」とされていた台湾を含めれば 298 人)。一方、村外から中野村への入寄留者は 75 人であった(以上、「現住戸数人口及本籍人口」・「本籍人ノ出入数」(「現勢調査簿」中野村役場文書、補 147) による)。

安芸中野駅の設置は、広島市・呉市への移動を容易にし、両市への通勤をともなう就業機会を拡大するものでもあった。遠隔地への出稼ぎが多く見られた中野村においては、非常に重要な意味を持つものであったと思われる。

次に、安芸中野駅を利用した通勤者たちの状況を詳細に知ることができる、大正 15 (1926) 年の「歎願書」を紹介する。

- ⑦ 中野村民 59 人発、門司鉄道局長宛、大正 15 年 9 月 24 日付「歎願書」(「請願並二嘆願書綴」中野村役場文書、瀬野村 3562)

歎願書

山陽線安芸中野駅発第一三五号列車、午前五時五十六分二有之候処、来ル十月一日ヨリ午前六時五十六分二御変更相成候趣、付テハ該駅ヨリ広島市、呉市方面ニ通勤スル別紙連名ノ者ハ為メニ失業ノ止ムナキ状態ニ有之、非常ニ苦痛相感居候故、特別ノ御詮議ヲ以テ曩ニ荷物列車ニ客車ヲ附シ御便宜相成居り候通り御取計ヒ相成度、此段嘆願仕候也。

大正十五年九月二十四日

[中野村民 59 人署名。略]

門司鉄道局長 吉田浩殿

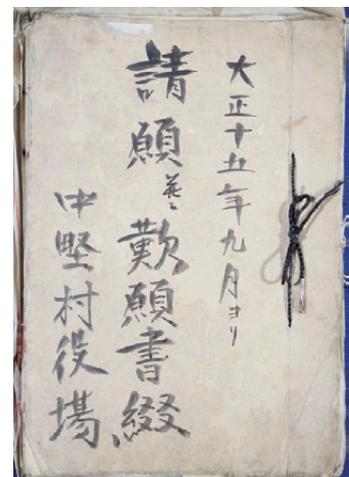


写真 7 「請願並二嘆願書綴」(中野村役場文書 瀬野村 3562)

この「歎願書」の趣旨は、大正15(1926)年10月から、安芸中野駅の早朝の列車の発車時間が1時間遅くなる。これでは失業してしまうリスクがあるので「荷物」列車に客車を接続して旅客を輸送してほしい、というものである。

署名した59人の勤務地や勤務先を次の表1にまとめた。広島市への通勤者は54人、呉市への通勤者は2人、不明が3人で、就業内容は、繊維・食品加工・金属などの工業、あるいは商業、公務など、多岐に渡っていた。鉄道の利用により仕事や勤務地の選択肢が増えたことがうかがえる。

署名者の「出務時刻」の内訳は、午前7時が46人、午前6時半が4人(いずれも表1の「藤野製綿所」勤務)、空欄が9人であった。そのため、午前6時56分に安芸中野駅を出発する列車に乗っている、少なくとも50人は定められた時間までに出勤できないことも分かる。

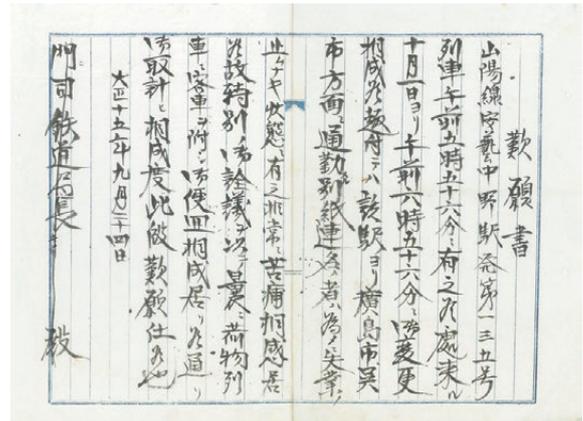


写真8 大正15年9月24日付 嘆願書(中野村役場文書 瀬野村3562「請願並二嘆願書綴」)

表1 大正15年9月24日付「歎願書」署名者の勤務先事業所別集計結果

(単位:人)

勤務ケ所		通勤者数 (うち女性)	出務時刻			備考
勤務地	事業所名等		6時半	7時	記載なし	
広島市千田町	〔人造絹糸会社〕	13 (1)		11	2	「人造絹糸」・「人造絹糸会社」を合算。
広島市的場町	煙草専売局	7 (7)		7		
広島市天満町	古市場	6		5	1	
〔広島市中島新町〕	広島市役所	4		2	2	
広島市愛宕町	藤野製綿所	4 (3)	4			
〔広島市水主町〕	広島県庁	3		2	1	
広島市白島町	サンエス針工場	2		2		
〔広島市蟹屋町〕	井畑ゴム工場	2		2		
呉市中通	芸南電軌会社	2		2		
広島市吉島町	広島鉄工所	2		2		
広島市鉄砲町	松浦缶詰	2		2		
広島市段原町	茂森ゴム会社	2		2		
広島市平塚町	熊本精米所	1		1		
広島市段原町	船越ゴム工場	1		1		
広島市蟹屋町	〔大阪合同紡績広島支店〕	1		1		原文は「大阪合同紡績廣支店」。脱字とみなして修正した。
広島市段原町	中井鉄工所	1		1		
広島市大手町	通信局	1		1		
広島市本	郵便局	1		1		原文は「広島市本(改行)郵便局」とのみ記入されており、勤務地町名は不明。
広島市京橋町	和田自転車店	1		1		
不明(空欄)		3			3	2人は人造絹糸(会社)、1人は煙草専売局の記入漏れか。
合計		59 (11)	4	46	9	

注) 勤務地町名、事業所名等は署名の「勤務ケ所」の欄に記載されている情報を分けて記入した。勤務地が明記されていないもの(広島市役所等)は「□」を付して補記した。原則として原文に従ったが、明らかな誤記入や表記の不統一がみられた場合は「□」を付して修正し、表記を統一した。

また、この「歎願書」には中野村長による「副申」が添付されている。「副申」の中で村長は、労働者の失業リスクだけではなく、「殊ニ〔安芸中野駅発の列車を利用する〕学生ハ少年ノミナラズ女子多クシテ貧困者退学スルノ止ムナキニ至」る可能性がある」と指摘しており、通学にも鉄道が大きな役割を果たしていたことが分かる。

次に、昭和 4 (1929) 年の状況を伝える、中野村の有志から門司鉄道局長へ提出された「請願書」と、中野村長による「副申」のほぼ全文を紹介する。

まず「請願書」である。

④ 昭和 4 年 11 月付「請願書」(「請願並ニ嘆願書綴」中野村役場文書、瀬野村 3562)

〔表紙〕

昭和四年拾壹月
請願書

〔本文〕

予テ貴局ニ昨年二回迄請願書差出セシニ学生本意デ二度迄モ却去サレ
時間改正迄待テ呉レト申、矢張り従前通時間悪ルキ為、広島ニ下宿、
又婦人如キハ専売局綿屋等ハ皆退職シタリ。通勤者ハ安芸中野広島間
定期乗車証ヲ持チ乍、海田市駅迄徒歩ニテ五時十分発乗車スル次第、
誠ニ苦痛ヲ惑スル故、御情ヲ以テ停車下サレ度、茲ニ書面ヲ以テ皆者
ガ御願スル次第ニ有之候バ、悪カラズ御便宜御計レ度候。

発起人

山本宗次

〔署名者名、住所、勤務先略〕

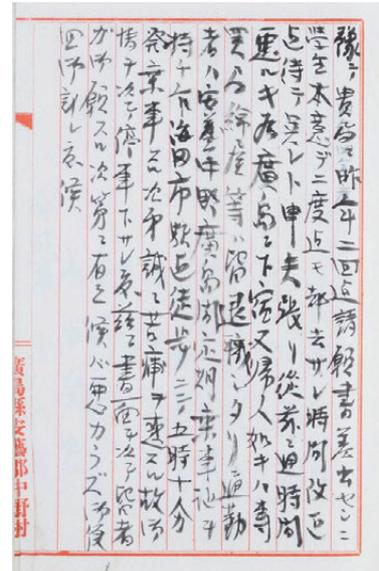


写真 9 昭和 4 年 11 月付 請願書 (中野村役場文書 瀬野村 3562 「請願並ニ嘆願書綴」)

この「請願書」は、昭和 3 (1928) 年に列車の発車時間の変更を 2 回請願したが、その請願は 2 回とも却下され、次の「時間改正」でも従来のままだとして、以下の状況を記している。

- ・列車の発車時間が「悪ルキ」ために安芸中野駅から通勤することを諦め、広島市に下宿する人がいる。
- ・煙草専売局や「綿屋」で就業していた女性が「皆」退職した。
- ・中野村から通勤を続けている人々は、安芸中野駅から広島駅までの「定期乗車証」を持っているにもかかわらず、出勤時間に間に合わせるためには海田市駅まで歩き、そこで列車に乗車する必要がある。

この状況を踏まえて、安芸中野駅に広島市への通勤に利用可能な時間に列車を停車させ、乗車させてほしいと請願している。

続いて、「請願書」に添付された、村長の「副申」を見てみよう。

⑤ 中野村長発、門司鉄道局長宛、昭和 4 年 11 月 21 日付「副申」(「請願並ニ嘆願書綴」中野村役場文書、瀬野村 3562)

中第一四一九号

昭和四年十一月二十一日

広島県安芸郡中野村長 三戸松登

門司鉄道局長 殿

列車停車方請願ニ関スル副申

別紙請願書提出方出願ニ付調査致候処、該関係者ノ苦衷ハ全ク相違無之、猶且農家経済上ニ及ボスベキ影響ハ蓋シ甚大ナルモノト相認メ候条、何卒願意御詮擇相成、此際速ニ御実現相成度、此段及 副申候也。

この中野村長による「副申」には、「請願書」の提出にあたり調査したところ、安芸中野駅の利用者が苦しい状態に置かれており、なおかつこのことが「農家経済」に与える影響が甚大であると認められることから、利用者たちの願いを速やかに実現してほしい、と記されている。ここで「関係者ノ苦衷」と「農家経済」とが併記されていることに注目したい。

当時農家の多くは、先述のとおり農業のみに従事していたわけではなかった。田畑を耕作するほか、機織や縫物の内職を行い、竹や木を伐採・加工し、村内外で炭焼や養蚕を行い、村内外の酒造業者・醸造業者などに雇われ、あるいは農閑期には行商を行っていた。

「副申」で通勤に関連して「農家経済」に言及していたことは、広島市等での就業も、農家の他の「副業」・「余業」などと同様に、農家経済の一部とみなされていたことを示している。

一方で、通勤者たちの就業は農家の「副業」の枠を超えつつあったこともうかがえる。戦後、瀬野川地区では、広島市へ通勤する男性、次いで女性も増加し、離農が進行して行くのである。

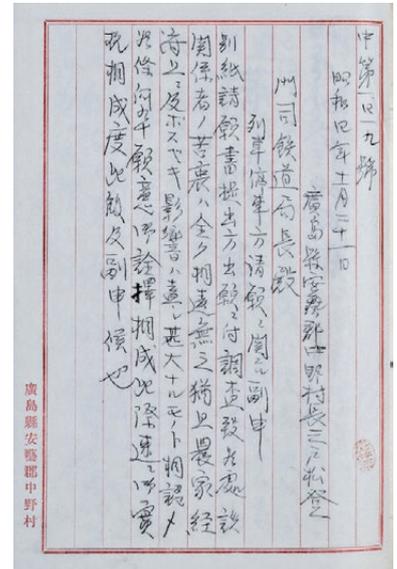


写真 10 昭和4年11月21日付 副申(中野村役場文書 瀬野村 3562「請願並ニ嘆願書綴」)

おわりに

本稿では、中野村役場文書の中から、安芸中野駅設置前の中野村の地理に関する文書、安芸中野駅の設置に関わる文書、駅設置前後の地域の産業に関する文書、駅設置後の通勤者の状況を示す文書を紹介した。これらの文書は、中野村と鉄道の密接な関係を伝えるものである。安芸中野駅の設置は、村民の地域外での就業・就学機会の獲得を促し、鉄道によって結ばれた都市との関係性にも変化をもたらした。また、農業経済における「副業」・「余業」の形態の変化にも影響を与えた。

本稿で取り上げた文書は、当館所蔵の町村役場文書のごく一部に過ぎない。役場文書の中には、「現勢調査簿」のように県内各町村が共通の規程に基づいて作成した、相互に比較可能な文書も多数残されている。また、戸坂村、瀬野村、大林村などのように3,000点を超える文書が残されている村もある。今後一層、活用していたければ幸いである。

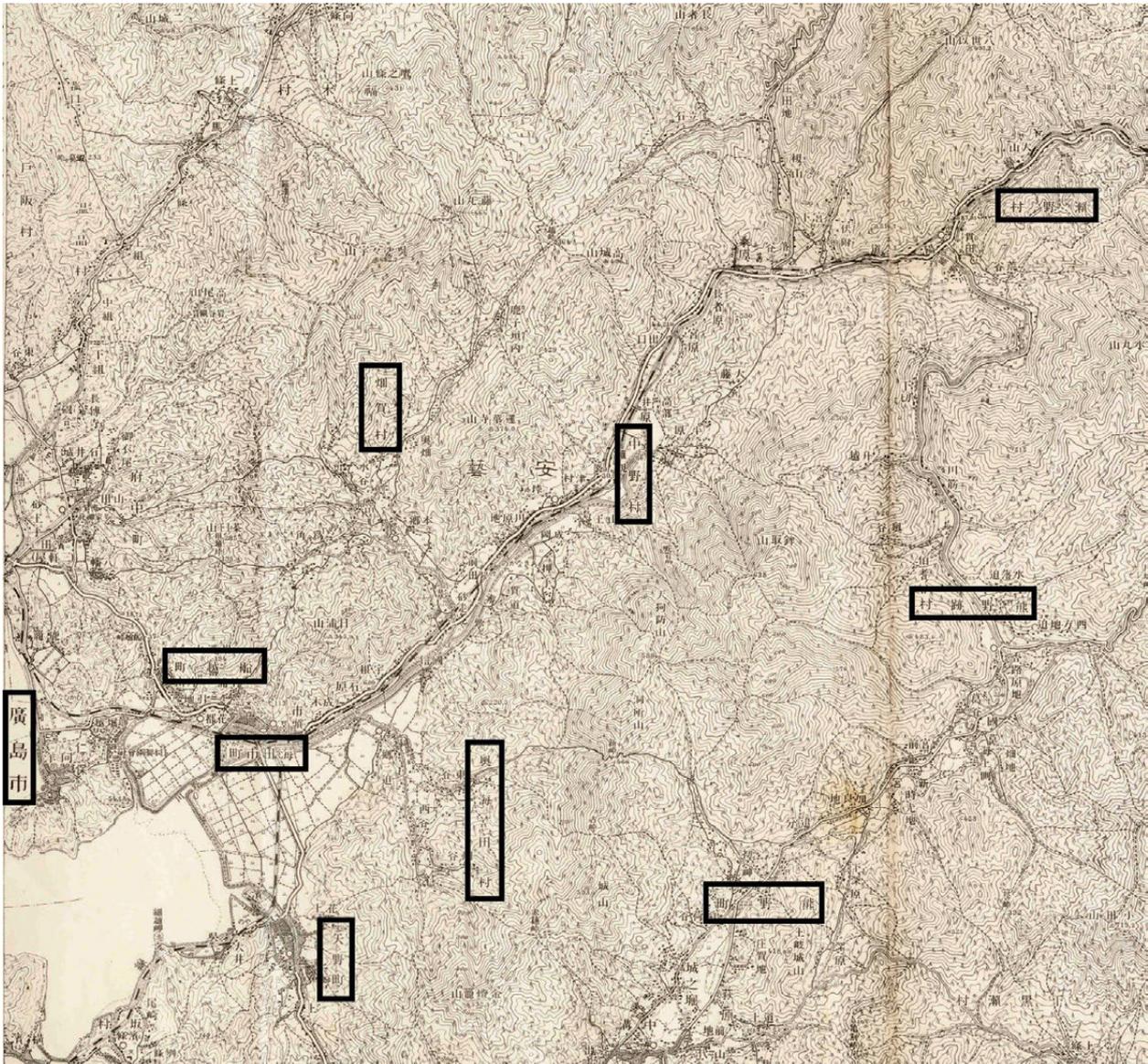


図2 中野村と山陽本線、駅、近隣市町村の位置関係(「海田市」1/50000 地形図 昭和 23 年度仮製版 資料番号 15389_048)
戦前の地形図では、要塞地域である呉方面が白く欠落しているため、本図は、昭和 23 年の仮製版の地形図をもとに作成した。
なお、この地図では「瀬野村」となっているが、安芸中野駅が設置された大正 10 年には「瀬野村」は「上瀬野村」、「下瀬野村」に分かれていた。